

## 第2章 ロンドン・クロイドン区における継続的成人教育

### 1. クロイドン区の概要

旧大ロンドン中心部のインナーロンドンに対し、クロイドン区はアウターロンドンと呼ばれる地域に属している。面積 8.6. 5 km<sup>2</sup>、人口は約 33 万人でロンドン区のなかで最も多く、人口密度はアウターロンドン区のなかで最も高い。

戦後特に地域経済ブームが起こった 80 年代は比較的繁栄した地域である。92 年、93 年には専門職、管理職、熟練労働者の失業が増加の原因で失業率が倍増し、14% になった。主な就業先は金融、物流、サービス産業である。住民の多くはロンドンに通勤しており、クロイドン区よりも経済開発が進んでいない近隣区からの区内への通勤者もある。

近年、特にヨーロッパ、アフリカからの難民が増加している。人口の 17% が少数民族に属している。最も多いのがアフロ・カリビアン（4.9%）、ついでインディアン（4.7%）である。<sup>1</sup>

政治的には、1994 年 5 月の統一地方選挙でこれまで与党であった保守党が労働党に負けてから労働党が多数党である。1996 年現在、区議会の構成は、労働党 44 名、保守党 26 名となっている。

第 1 章で述べたように地方団体は必ずしも直営で成人継続教育を提供しなくてもよいが、クロイドン区では「地方団体のサービス」として強い意識をもって独自のサービスを提供している。またクロイドン区の継続教育・職業訓練室長は前述の継続教育基金で委員を務めたり、成人継続教育担当者を対象にした研修で講師を務めるなど、成人継続教育の分野においてリーダー的な存在である。

1994 年には成人教育サービスで、優秀な公共サービスを表彰する「チャーター・マーク」を受賞した。授賞式では、継続教育・職業訓練室長がジョン・メージャー首相から直接表彰状を受け取った。

---

<sup>1</sup> OFSTED監査報告 1994 'Croydon Continuing Education & Training Service'

## 2. 継続的成人教育概観

クロイドン区で提供されている成人継続教育を基本的な情報を中心に整理したい。

### (1) 開設場所

成人継続教育専用の施設及び公立学校などを授業時間外に使用する夜間センターで開講されている。

図2-1 クロイドン区内の継続教育・職業訓練センター位置図

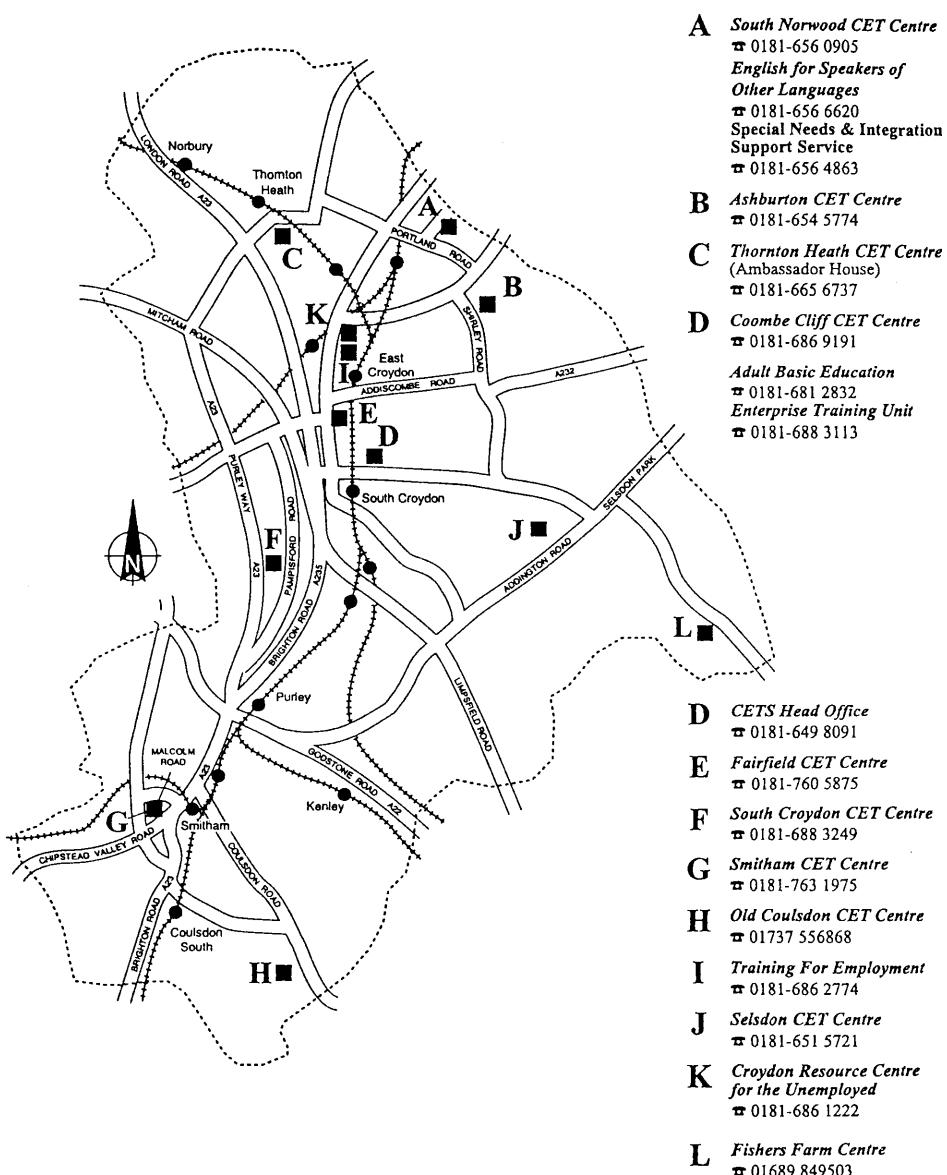


図2-2 クロイドン区成人教育センター一覧2

種別	センター名	分館	備考
専用	Coombe Cliff Centre	Park Hill Primary School	本部機能
	Smitham Centre	Coulsdon Youth & Social	
	South Norwood Centre	Davidson Professional	
	Thornton Heath Centre		Ambassador House内
夜間センター	Ashburton Centre	Allington Court	高校内
	Fairfield Centre	Croydon Clock Tower	カレッジ内
	Old Coulsdon Centre		カレッジ内
	Selsdon Centre	Atwood School Leigh Court Selsdon Centre for the Retired The 'Pop-in' Timebridge Community Centre Fishers Farm Centre	高校内
	Fishers Farm Centre	Puley Oaks Primary School	高校内
	South Croydon Centre		
	Resource Centre for the Unemployed		
その他	Training for Unemployed		

2 'The Guide' クロイドン区の成人継続教育センター募集要綱

## (2) 開設コース

次のような講座が開設されており、The Guideという約70頁の成人継続教育の「募集要項」にあたる冊子により住民に周知されている。この冊子には、種類別に科目名、開講場所、受講料、開講日程、講師名と簡単な説明がつけられている。区内各世帯に配付されるほか、図書館など利用度の高い公共施設にもおかれている。ほとんどの受講生はThe Guideから希望コースを選び、必要な場合は「相談日」または個別にセンターを訪れて学習相談を受け、受講手続きを行う。なお、受講生を支援するためのジョブクラブ、障害者サービス、託児サービスも提供されている。

### 1) Gateway/ Lifestyle Programme

- ・中等教育修了証書(GCSE)、上級一般教育修了証書(GCE-Advanced level)の受験準備コースなど継続教育カレッジ、大学に入学するための準備教育
- ・文化教養的科目
- ・実用科目
- ・健康／スポーツ
- ・演劇
- ・外国語
- ・専門科目
- ・経営能力養成

### 2) Training for Employment Programme

コースガイドには、コースの概要説明のみで開講科目の詳細は別途用意されている。

- ・起業
- ・職業訓練

### 3) Essential Communication Programme

- ・外国語としての英語(ESOL:English for Speakers of Other Languages)
- ・成人基礎教育

(3) 参加者のデータ

表2-1 1994年度登録数（人種別内訳）<sup>3</sup>

	登録数	比率	区全体での比率 (1991)
バングラデシュ	277	1.0	0.3
アフリカ（有色）	682	2.6	1.6
カリビアン（有色）	1,277	4.9	4.9
その他の有色人種	278	1.1	1.1
中国	155	0.6	0.5
インド	787	2.9	4.7
パキスタン	242	0.9	1.1
その他アジア系	467	1.7	1.5
白人種	19,645	72.0	82.4
その他	1,636	6.0	1.9
無回答	1,804	6.6	
合計	27,250	100.0	100.0

表2-2 分野別登録数<sup>4</sup>

	1993/94		1994/95	
	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム
アクセスコース及びセカンド・チャンス	3,529	-	3,487	-
成人基礎教育	1,230	0	1,424	0
外国人のための英語	205	530	210	530
健康・フィットネス・舞台芸術	5,797	-	6,216	-
言語	3,573	-	3,367	-
創造的・実用的技術	6,613	-	5,734	-

<sup>3</sup> 'CETS Performance Review 1994/95'

<sup>4</sup> Croydon CETS 'CETS Strategic Plan 1993-96'

特別援助教育	1,196	16	1,296	16
職業教育	720	1,639	720	1,766
CETSプラス	3,601	-	3,500	-
合計	26,462	2,185	25,954	2,312

#### (4) 受講料

コースによって料金は異なるが、下記のような分類がされている。

受講料収入は収入全体の約25%を占めるので、通常料金を支払う受講者が多いと財政的には安定するが、成人教育サービスの理念からクロイドン区では割引料金の縮小は考えていない。

- A) 通常料金
- B) シニア料金（60才以上のクロイドン区内居住者）
- C) 割引料金（クロイドン区内居住者対象）

- ・所得補助受給者
- ・家族補助受給者
- ・無能力手当受給者
- ・重度障害手当受給者
- ・15～18才でフルタイムの教育を受けている者
- ・上記の被扶養者で所得のない者

#### F) 継続教育基金コースへの登録料金

（下記の者は登録料の支払いのみで、受講料が免除される。）

- ・失業手当を受けている登録失業者
- ・所得扶助受給者
- ・家族補助受給者
- ・無能力手当受給者
- ・住宅手当受給者
- ・カウンシル・タックス手当受給者
- ・コースの開始日に15～18才でフルタイムの教育を受けている者
- ・上記の被扶養者で所得のない者

## (5) センターと受講生のパートナーシップ

クロイドン区では、募集要項等を通して利用者からの意見や苦情を募り、それに基づきサービスを向上させようとしている。

### 1) 利用者への情報提供方法

- ・年3回「ガイド」（受講案内）を12万部全世帯に配付している。
- ・「ガイド」は図書館、スーパー、カレッジ、書店等にも置かれている。
- ・ケーブルテレビ、開放日、就職説明会、地域イベント、キャラバン、掲示板での宣伝。

### 2) 利用者からの情報提供ルートの確保

- ・「ガイド」で利用者に新しいコースの提案などを呼びかけている。「女性のための護身術」は利用者の提案により開設された。
- ・「賛辞、苦情、コメント用紙」を用意している。寄せられた意見は、幹部職員に月例の研修会で配付されたり、職員向け機関誌で紹介される。
- ・利用者及び一般住民が参加できる「公開会議(Open Meeting)」を開催。その結果、コースの追加設備や街灯整備などが行われた。

### 3) 職員と利用者の組織

- ・サウスノーウッド・センターで組織されている。投票の結果、全館禁煙という提案は否決された。<sup>5</sup>



クロイドン区サウスノーウッドセンター

<sup>5</sup> Croydon Education 'Charter Mark Application June 1994, Continuing Education & Training Service'

### 3. 継続的成人教育の運営

こうした多様性に富んだコースはいったいどのように運営されているのだろうか。

クロイドン区では1993年までは、センター単位で教育者であるセンター長を中心にコースが運営されていた。しかし、センター間の競争及び重複が往々にしてあり、運営方法を大幅に改善し、人員整理も行った。

ここでは内部のパートナーシップを中心に現在の体制について説明したい。

#### (1) 組織

成人教育・職業訓練サービスは教育部長に直属する組織である。（図2-3）

運営は、プログラム（コース運営）部門と事務管理部門に分割され、各部門は区内のセンターを一括して管理している。（図2-4）

成人教育・職業訓練室長と4名の幹部職員により構成されるHead's Groupで重要事項が決定される。プログラム部門と事務管理部門は、相互に連携しながら機能している。

#### (2) プログラム運営

事業決定方法はプログラム先行型である。プログラム担当が前年度成果をあげたコースを中心に次年度のプログラムを企画し、センターマネジャー（事務管理部門）から使用可能教室の提示がされる。

プログラムマネジャーは事務管理部門との調整だけでなく、講師との調整も重要な仕事である。講師は教育者であるので、「サービス」を提供しているという信念があるが、マネジャーは費用対効果などビジネスの側面からプログラムをとらえなければならない。

前章で説明したように、資格取得コースには継続教育基金から補助金が受けられる。しかし、資格取得には試験が伴うため、敬遠する受講生もいる。また、資格取得は筆記試験だけではなく、講師による各受講生の到達度評価も必要になる。講師の中には、事務量の増加を理由に資格取得コースへの移行を反対する者もある。

#### (3) 事務管理

事務管理部には5名の職員があり、コンピューターシステム、会計、外部試験、涉外担当に分かれている。

- ・事務管理（2名）

センターの施設管理、人事、財政（会計処理含む）を担当している。

- ・コンピューターシステム（2名）

ケーブルでセンターをネットワークするプロジェクトを担当している。

- ・外部試験（1名）

中等教育修了証書などの国家試験を担当。学期単位、年単位で統計を作成する。

- ・涉外担当（1名）

外部からの補助金を担当する。各プログラムに適切な補助金をアドバイスする。継続教育基金への提出書類も作成する。

クロイドン区教育部組織図

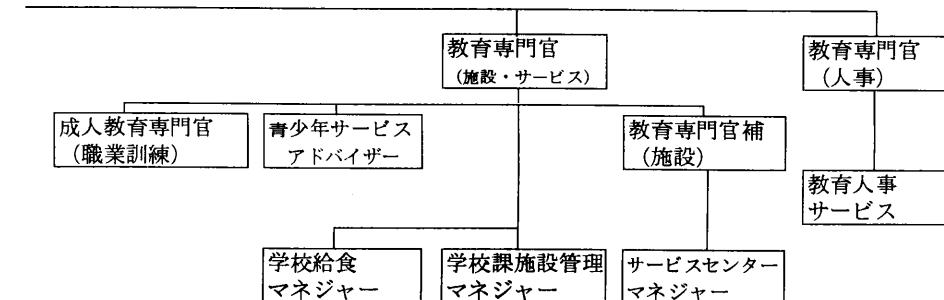
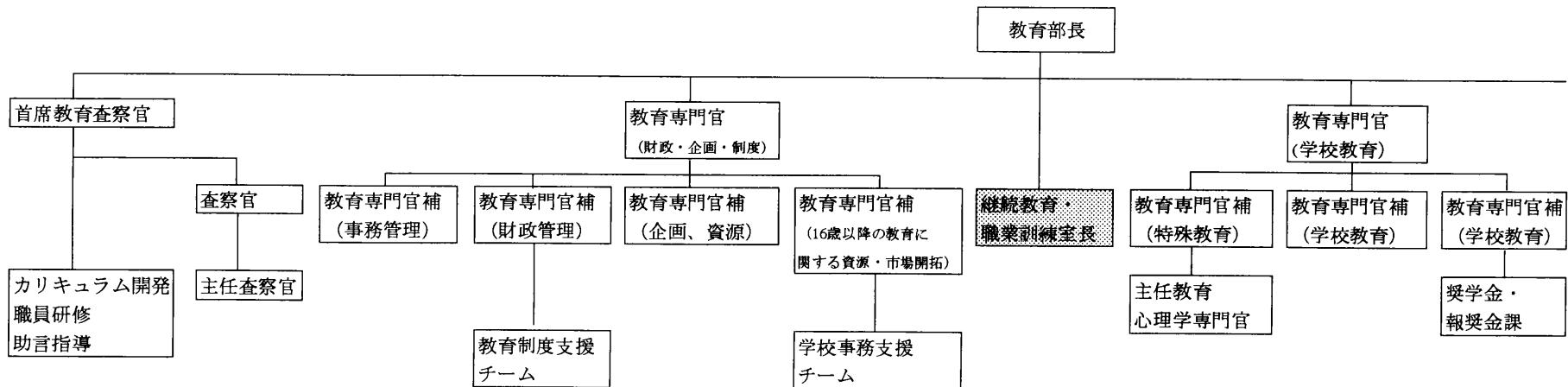


図2-4 成人教育・職業訓練サービス組織

Head's Group(5人)	
成人教育・職業訓練室長、次長(2)、基礎コミュニケーションプログラムマネジャー 就業準備訓練プログラムマネジャー	
Programme Managers(3人)*	Senior Administration Team(6人)
次長(1／生活文化・ゲイトウェイプログラムマネジャー兼務)、基礎コミュニケーションプログラムマネジャー、就業準備訓練プログラムマネジャー	情報システム担当 コンピューター補助担当 事務管理担当、事務管理／財政担当 資格試験担当、涉外担当
Programme Management Staff(16人)	
<u>生活文化／ゲイトウェイ(7人)</u> 資格試験担当、ヘルス＆フィットネス担当、ショートマットボール担当、演劇担当、工芸・芸術担当、実用科目担当、外国語・情報処理担当	下記センターに1人ずつ配置 Ashburton Centre Coombe Cliff Centre Fairfield Centre Old Coulsdon Centre Selsdon Centre Smitham Centre South Croydon Centre South Norwood Centre Thornton Heath Centre
<u>基礎コミュニケーション(6人)</u> 成人基礎教育担当、外国語としての英語担当、外国語を母国語とする人のための英語担当、英語・英語教員研修担当、特別援助教育担当、統合教育担当	
<u>就業準備訓練(3人)</u> 職業訓練担当、ジョブクラブ・ジョブプラン担当、起業支援コース担当	
フルタイム／パートタイム事務職員 パートタイム講師及びトレーナー フルタイム教員及びオーガナイザー	

\*Head's Groupと重複

#### (4) 財政管理

継続的成人教育にかかる経費のうち、省庁も含めた外部機関からの収入を差し引いた分が区の予算から支出される。

会計年度は4月に始まり、予算策定作業は12月頃に終わる。予算執行管理はプロジェクト担当者に委任されている。半年毎に予算を見直し、慎重に執行している

表2-3 1994年度収入

財源	金額(£1,000)
雇用省（現教育・雇用省）	293
法務省	75
欧洲連合補助金	23
少数民族補助金	55
南ロンドンTEC*	395
継続教育基金	1,162
受講料	717
クロイドン区教育部	292
その他	800
計	3,812

\*職業訓練・起業支援機関

#### 4. 受講生の評価

下記は受講生アンケート<sup>6</sup>に見る受講生が期待していたものとその評価である。

表2-4 受講動機

各項目はどの程度重要ですか。	かなり重要	わからない	重要でない
1. 健康及びレジャーも含め、個人的ニーズを満たすこと	69%	12%	11%
2. 知識や新しい技能を身につけること	96%	3%	1%
3. 友人を得ること	57%	21%	18%
4. 自信をつけること	72%	11%	14%
5. 別のコースのレベルに到達すること	42%	29%	25%
6. 資格を得ること	34%	17%	43%
7. 就職準備	37%	13%	42%

表2-5 コースの満足度

各項目はどの程度満たされましたか。	かなり満足	満足	わからない	不満
1. 健康及びレジャーも含め、個人的ニーズを満たすこと	37%	40%	8%	1%
2. 知識や新しい技能を身につけること	55%	37%	3%	-
3. 友人を得ること	31%	49%	9%	2%
4. 自信をつけること	32%	47%	10%	1%
5. 別のコースのレベルに到達すること	21%	28%	22%	1%
6. 資格を得ること	12%	17%	23%	3%
7. 就職準備	11%	30%	17%	2%
8. 総合的なコースの満足度	60%	32%	2%	1%

<sup>6</sup> 1991/92にクロイドン区が5つのセンターで763名の受講生を対象に行った調査

## 5. 外部機関とのパートナーシップ

### (1) 背景－競争と提携

1993年4月までは、継続教育カレッジは地方団体教育担当部局の管轄であった。クロイドン区には1888年に技術カレッジとして設立されたクロイドンカレッジが継続教育カレッジとして存在している。

クロイドン区の継続教育・職業訓練サービスにとって、カレッジは同じ地域で成人学習者という「顧客」獲得競争をするライバル同士である。また、双方とも継続教育基金から補助金を受けているので、パイが小さくなってしまったら、その収入源を争う可能性もある。

### (2) 連携先

公共部門	
教育部	成人教育の共同提供者としての学校 職員研修の提供
社会サービス部	デイセンターの受講生へのコース提供 欧洲連合社会的補助金の管理 コミュニティケア政策推進グループ
経済及び戦略的開発ユニット	共同ベンチャーと経済開発の諮問
雇用省（現教育雇用省）	契約主
クロイドン教育ビジネスパートナーシップ	会員
ロンドン大学バーべックカレッジ	構外教育コースの下請負
クロイドンカレッジ	継続教育基金補助対象コースのスポンサーシップ 共同計画
民間部門	
南ロンドン職業教育・起業協議会	準会員、契約主
クロイドン商工会議所	会員
南ロンドン企業組合	議長（1990-94）、小企業設立の訓練の調整

ボランティア部門	
MIND, MENCAP Spastics Society, Pre-School Playgroups Association	コース提供 共同事業の管理運営
南ロンドン難民プロジェクト	職業訓練の下請負
タミール学校 ベトナム・コミュニティ・プロジェクト 第3世代大学	主な施設利用団体

### (3) 主な連携方法

#### 1) 定例会議

2カ月に1回、区の継続教育・職業訓練サービスとクロイドンカレッジから6名ずつの計12名が集まり、プログラムについて意見を交換している。

#### 2) クロイドン区継続教育・職業訓練サービスのワーキンググループへの参加

ワーキンググループは区議会の正規の委員会とは異なり、議会からの権限の委譲はなく、諮問機関的な位置づけである。構成員は、区議会議員4名（内1人が議長）、南ロンドン職業訓練・起業協会(SOLOTEC)、クロイドンカレッジ、職員組合などの代表者である。平日の夕刻に行われ、会議後には近所のパブに流れることもある。

#### 3) フランチャイズ

もともとはノウハウを提供された小さな組織（個人）が親会社の看板で事業を展開し、親会社には名義使用料を納め、それ以外の利益で経営を行ったり、収益をあげたりしていくビジネス形態をさす言葉である。

継続教育では、区のセンターがその教室をカレッジに提供し、カレッジから派遣された講師がそこで教える代わりに、区に使用料を支払う形態。逆の形態もある。

利点は、カレッジ／区のセンターがない場所でコースを開設し、新たな利用者層にコースを提供できることである。

#### 4) 「ガイド」の紙面の無償提供

4ページをクロイドンカレッジに無償で提供し、カレッジのコース案内を利用者に提

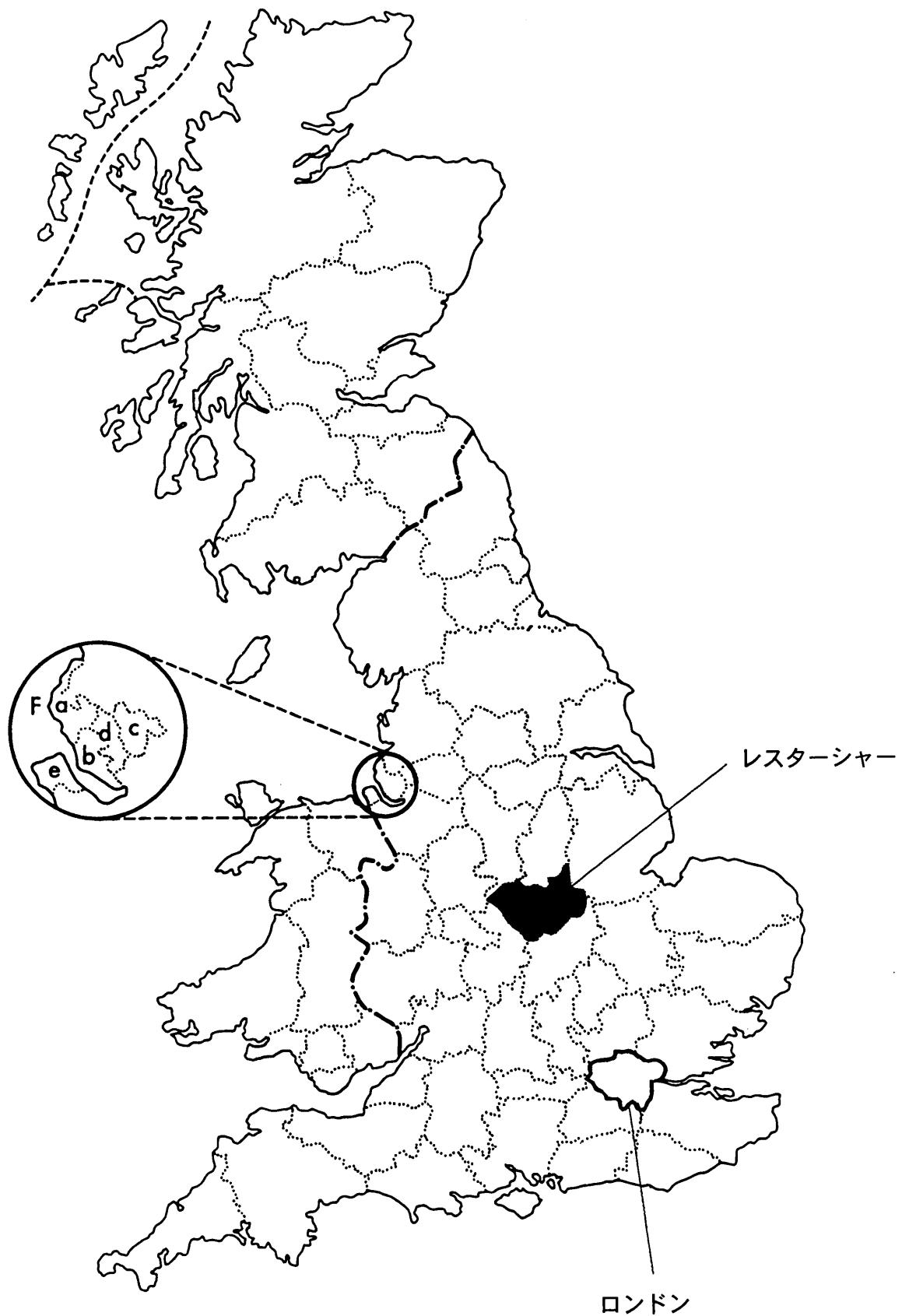
供している。区の職員の間には「ライバルに紙面を提供する必要はない」という意見もあったそうである。手数料を徴収しない理由を尋ねると、カレッジからも無料で受けているサービスがあるから、とのことであった。

### 5) 財政援助

前述の予算で見たとおり、複数の機関から補助金を受けて運営されている。



修了式後のレセプションに開設された情報コーナー  
南ロンドン職業訓練・起業支援機関とクロイドンカレッジ



## 第3章 レスター・シャー（レスター県）のコミュニティエデュケーション

### 1. レスター・シャーの概要

レスター・シャーは、ロンドンの北東約140km、急行で1時間30分のところに位置する人口約86万7千人、面積2,553km<sup>2</sup>の県レベルの地方団体である。日本の同規模の地方自治体としては、佐賀県（人口88万人、面積2,440km<sup>2</sup>）があげられる。1区域内には9つのディストリクト（市町村）がある。

英国の地方自治体の事業はその性質により、日本の県レベルの広域自治体の責任となるか、市町村レベルの自治体の責任となるか決められている。<sup>2</sup>教育サービスは県レベルの責任となっている。現在イングランド全域で検討されている地方団体の見直しにより、レスター市とラットランドが県と市の両機能を併せ持つ一層制の自治体となることが決定されており、1997年4月からは当該地域に関わる教育サービスも移行することになっている。

1991年の人口動態調査によると、住民の人種構成は、白人種88.9%、アジア系8.9%、有色人種1%、その他1.2%となっている。1996年現在の失業率は6.2%である。

---

<sup>1</sup> (財) 自治体国際化協会「英国の地方自治」1991 p.49

<sup>2</sup> 県レベルの広域自治体のない大都市圏、ロンドン区などでは消防、警察等を除くほとんどすべてがディストリクト及び区の責任となる。

## 2. コミュニティ・エデュケーション

コミュニティ・エデュケーションの起源は、1930年代のケンブリッジシャーで「田園地域で教育的、社会的機能を持つ独立した機関を統合する」という方針で進められたビレッジ・カレッジ(Village college)運動に遡る。<sup>3</sup>

C. Posterの独自調査<sup>4</sup>によると、1980年までに250以上のコミュニティ・エデュケーション施設があり、ケンブリッジシャー、カンブリア、デボン、レスター・シャー教育担当部局の所管施設が半数近くを占める。

では、コミュニティ・エデュケーションとはどのような概念なのだろうか。どの文献も大変曖昧な概念であると前置きしながら定義を試みているが、P. Jarvisはコミュニティ・エデュケーションを目的と形態から1) 行動／開発のためのコミュニティ・エデュケーション、2) 地域における教育、3) 学校外教育の3つに分類している。

また、「学校はパリッシュにおける教会のようにコミュニティの中心であり、成人もこうしたセンターの授業への参加が可能でなければならない」施設を目指すものととらえている。<sup>5</sup>

コミュニティ・エデュケーションは、継続的成人教育と共通するところも多いが、その差異は、地域の変革も目的としていること、対象を義務教育を修了した成人に限らず、青少年も含んでいることであると思われる。

---

<sup>3</sup> Cambridgeshire County Council (1994) 'The Community's Education'

<sup>4</sup> C. Poster(1982) 'Community Education: Its Development and Management' Heinemann p.15

<sup>5</sup> P. Jarvis(1995) 'Adult and Continuing Education Theory and Practice Second Edition' Routledge  
英国での生涯教育を中心に基本的事項が簡潔にまとめられている。巻末には解説つきの各分野の参考文献紹介もある。

### 3. レスター・シャーのコミュニティ・エデュケーション

#### (1) 歴史

レスター・シャーで最初にコミュニティ・エデュケーションの理念が発表されたのは、1944年法により教育科学大臣に提出を義務づけられた「レスター・シャー継続教育事業及びカウンティカレッジ計画<sup>6</sup>」においてである。その後、1949年3月には教育部長がレスター・シャー議会教育特別委員会に「コミュニティ・エデュケーション」と題する文書を提出し、義務教育修了者のレジャー、文化、レクリエーション活動を積極的に認める姿勢を明らかにした。

「レスター・シャー継続教育事業及びカウンティカレッジ計画」では、教育を技術／職業訓練教育と社会文化／レクリエーションと大別している。コミュニティ・カレッジの主要施設としてホール、ジム、工作室、運動場、図書館、成人用別館、青少年用別館が挙げられている。これらの施設を包括的に管理する施設長(warden)をおき、コミュニティ・カレッジを有機的に機能させることも計画されていた。また、カレッジは地域活動の拠点あるいは活性剤として機能することも期待されていた。

しかし、実施までには様々な障害を乗り越えねばならなかつた。まず、1960年に教育大臣が専用施設補助金制度を導入するまでは、青少年専用の施設を設けるのは難しかつた。また、技術教育カレッジをコミュニティ・カレッジに転換しようと試みたが、フルタイム、パートタイムの職業教育コースで教室は1日中埋められていたり、成人教育や青少年活動に適した独立した場所がなかつたり、明確な国の制度や財政制度がなかつたりでなかなか進まなかつた。ようやく技術教育カレッジがコミュニティセンターに発展したのは、1972年のことだった。<sup>7</sup>

#### (2) レスター・シャー・コミュニティ・エデュケーションの目指すもの

青少年及びコミュニティ・エデュケーションサービス総合計画(Youth and Community Education Service Strategic Plan)によると、コミュニティエデュケーションサービスの目

<sup>6</sup> 教育科学省より設置が義務づけられた「カウンティ・カレッジ」と混同されるとの指摘を受け、のちに「コミュニティ・カレッジ」に名称を変更した。

<sup>7</sup> A. N. Fairbairn (1978) 'The Leicestershire Community Colleges and Centres' University of Nottingham 著者はレスター・シャーの元教育部長。1949年の公文書及び72年にカウンティが委託したコミュニティ・エデュケーションの調査も収録された貴重な文献。

的は下記のとおりである。

- ・レスター・シャー青少年及びコミュニティ・エデュケーションは住民に生涯学習機会を提供する。
- ・コミュニティ・エデュケーションサービスでは、地域から利用しやすく、興味を抱かせる低料金の質の高い教育、社会活動、レクリエーションを提供する。
- ・コミュニティ・エデュケーションサービスはボランティアセクター、その他の機関、学校理事、地域団体会員、利用者などとのパートナーシップにより提供される。コミュニティ・エデュケーションサービスは、施設と資源（財政及び人材）の最も可能性の高い利用方法が、近隣の居住者、通勤者に可能になるように、すべての教育施設を地域に開放することを目的とする。
- ・これまでの教育から利益を最も享受していない人々の参加を奨励する立場をとる。

### (3) コミュニティ・エデュケーション施設

コミュニティ・エデュケーション施設の種類と定義は下記のようになっている。

- a) コミュニティ・カレッジ(Community College)  
中学校に併設され、コミュニティ担当の副校長1人、ユース・チューター1人、成人教育チューター1～2人に事務員を配置したもの。予算が割り当てられる。
- b) コミュニティ・センター(Community Centre)  
通常は小学校に付設され、コミュニティ・エデュケーション担当の職員を配置し、コミュニティ・ルームを設置するもの。
- c) 独立センター(Free Standing Centre)  
カウンティの青少年及びコミュニティ・エデュケーションサービス部が直接運営している施設。
- d) コミュニティ・エデュケーション・プロジェクト(Community Education Project)  
独立センターと数名の職員が配置されたセンターが集合したもの。
- e) 夜間センター(Evening Centre)  
通常小学校で成人のための講座を夜間開設するもの。

表3-1 カウンティ内のコミュニティエデュケーション施設数（1995年現在）<sup>8</sup>

コミュニティ・カレッジ	38
高校付設コミュニティセンター	3
小学校付設コミュニティセンター	40
独立センター及びプロジェクト	14
夜間センター	8
主なボランティア団体	24
その他	3
合計	130

#### 4. コミュニティエデュケーションにおける継続的成人教育の運営

レスター・シャーではカウンティ内の成人継続教育について包括的にまとめた募集要項は発行されていない。理由を尋ねると、必要性は認めるが、財源がない、とのことであった。レスター・シャーを実際に訪れてみると、市町村の中心部は互いに離れていて車がなければ簡単に移動できない。カウンティ全体のコースが1冊にまとまっていれば便利ではあるが、実際のところ、利用者には居住する地域と勤務先のある地域の情報が入手できれば十分であろう。

こうした地理的条件は運営にも反映し、コミュニティ・エデュケーション施設の職員はカウンティから給与が支払われてはいるが、○○カレッジ、○○センターの職員という意識のほうが強いように感じられた。

1994年度（1994.9-1995.8）には、継続的成人教育のクラスは全センター／カレッジで3,459開設され、全住民の4.2%にあたる36,461名が参加した。さらに大規模センターでは平均50、小規模センターでは平均25の地域団体が施設を利用していた。

##### （1）組織

###### 1) 議会内の組織

教育特別委員会は、他のサービスと同様に政策資源委員会の下部組織であり、2つ

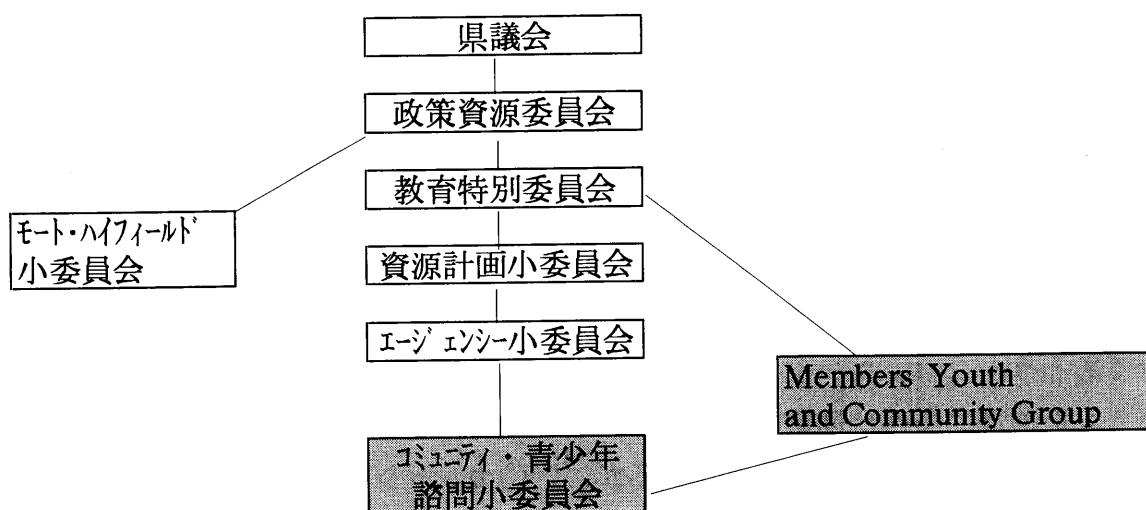
---

<sup>8</sup> その他カウンティ内に4つの継続教育カレッジがある。

の小委員会、5つの諮問機関により構成される。そのうちコミュニティ・エデュケーション及び青少年サービスに関わるのは、資源計画小委員会と外部機関小委員会及びコミュニティ・エデュケーション及び青少年サービス諮問委員会である。

訪問中にコミュニティ・エデュケーション及び青少年サービス諮問委員会を傍聴する機会を得た。議員、教育部長のほか校長会、副校長会、ボランティア団体、講師の労働組合の代表者等がメンバーになっていて、当日は総合計画(Strategic Plan)についての意見交換を行っていた。

図3－1 委員会の組織図



## 2) コミュニティ・エデュケーション及び青少年サービス（ユニット）の機能

カウンティの本庁でコミュニティ・エデュケーション及び青少年サービスを担当する部局はユニット(Unit)とよばれている。ユニットはカウンティを代表して「コミュニティ・エデュケーション」というサービスを購入する組織で、その機能は下記のとおりである。

- ・レスター・シャー住民に適切な青少年及びコミュニティ・エデュケーションを確保すること。
- ・確実性、質、効率と効果を追求すること。
- ・ボランティア・セクターとの連携を維持すること。
- ・上記の目的に沿う教育部門及び他のサービス部門、組織に協力すること。

(図3-2 青少年・コミュニティ・エデュケーション・サービス部の組織参照)

### 3) 実際の職務内容

- ・カウンティの政策、フレームワーク、財源の範囲内で適切なサービスを確保することを目的とする計画策定に全面的に寄与する。
- ・サービスの管理と質の確保
- ・地方団体教育担当部局とコミュニティ・エデュケーションを目的とした適切な外部資金援助の管理
  - ・独立センターと外勤職員の管理
  - ・組合との交渉も含めた人材養成及び管理
  - ・カリキュラム開発並びに法的義務及びボランティアセクターの施設と組織への支援
  - ・基礎的、初步的なレベルにおける人材養成と研修
  - ・ボランティアセクターとの戦略的、実務的な関係の管理
  - ・コミュニティの問題及び政治的に微妙な課題への対応
  - ・教育部の事務事業への協力<sup>9</sup>

### 4) 運営契約書(Management Agreement)

独立コミュニティ／青少年サービスセンター及びプロジェクトは青少年及びコミュニティ・エデュケーションサービス部と次の内容の運営契約(Management Agreement)を交わし、部とセンター／プロジェクトの役割分担について定めている。

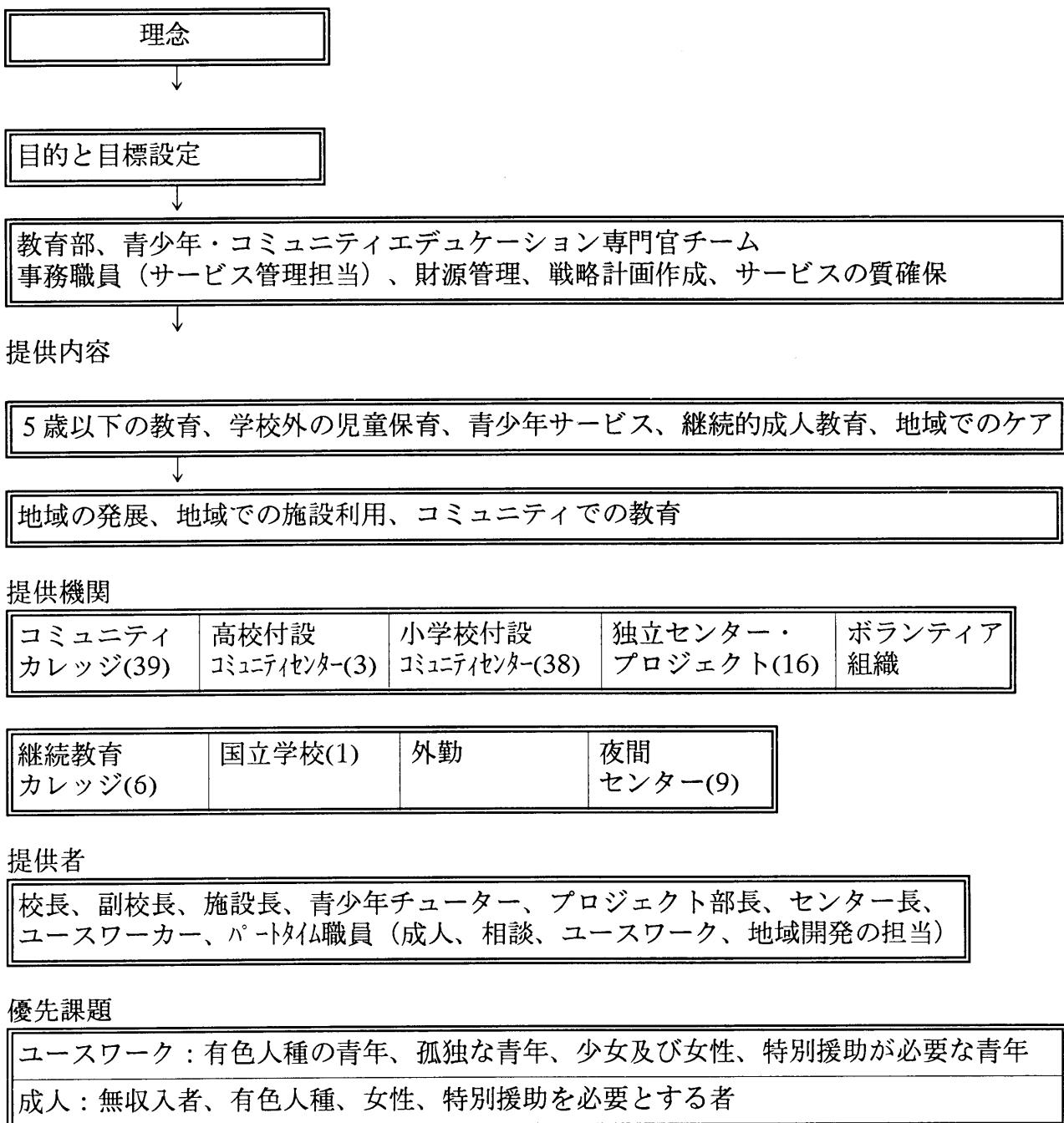
#### A. 青少年及びコミュニティ・エデュケーションサービス部の役割

- ・方針の決定及び方針を実施するための支援と研修
- ・運営援助
- ・会議の招集
- ・人事に関する助言と支援
- ・教育部内の関連部門の内部文書の提供

---

<sup>9</sup>以上Leicestershire County Council 'The Youth and Community Education Unit'

図3-2 青少年・コミュニティエデュケーションサービス部組織図



- ・運営に関する情報提供及び助言・指導
- ・連絡調整担当者によるセンター長、プロジェクト責任者のための運営管理の監督
- ・カリキュラム援助
- ・職員研修
- ・サービスの質の確保
- ・基準の提供
- ・質の確保の制度を充実させるための助言
- ・本部による検査への参加

#### B. センター／プロジェクトの役割

- ・方針の実行
- ・運営管理
- ・需要の分析、計画、相談
- ・地域概要の作成
- ・他のサービス提供者と協調し、適切なサービスの確保及び料金、手数料、人員配置の調整
- ・サービスの提供と充実
- ・財政管理
- ・サービスの質の確保
- ・報告
- ・年間報告書の作成及びユニット又は他の資金提供機関の求めに応じ、運営に関する事項を調査し、報告する。

#### (2) ユニット（カウンティ）とコミュニティ・エデュケーション施設の関係

コミュニティ・エデュケーション施設は、性質に応じて、コミュニティ・カレッジ（センター）、独立センター、ボランティア組織に分けられる。

##### A. コミュニティ・カレッジ（センター）

学校に付設された施設であり、理事会を持ち、カウンティとは独立して運営されているが、カウンティと運営契約書を交わすことによりコミュニティ・エデュケーションを地域に提供している。職員はカウンティから給与を支払われているが、責任は、理事会に対し

て負う。

#### B. 独立センター(Free Standing Centre)

様々な機関を母体としている。1972年にレスター市がカウンティのディストリクトとして合併されたときに、市所管のセンターを「独立センター」として登録したり、継続教育カレッジが青少年センターを閉鎖し、それをカウンティが運営するようになったものなどがある。独立センターには理事会がなく、カウンティが直接運営しており、職員の給与もカウンティから支払われている。

#### C. ボランティア組織

独立した機関であるが、コミュニティ・エデュケーションも提供し、カウンティから補助金<sup>10</sup>も受けている。

ここでは、人事管理と財政管理の面からカウンティ（県）とコミュニティ・エデュケーション施設の関係を説明したい。

##### 1) カウンティとコミュニティエデュケーション施設の連絡調整

ユニット（カウンティ）には連絡調整担当(Link officer)及びラインマネジャー(line manager)が置かれ、コミュニティエデュケーション施設との連携をはかっている。

コミュニティ・カレッジ（センター）では、1年に3回定例の会議が行われ、ユニットの職員を交え、プログラム内容と運営契約書で定めたサービス内容を質と量の面からどの程度提供したかについて話し合われる。

独立センターは、ユニットの指揮命令系統にはいっている。理事会はないが、諮問委員会(Advisory Committee)があり、ユニットの職員も出席している。

ボランティア組織などの独立組織に対しては、契約で定めたサービスが提供されているかどうか確認するのが連絡調整担当の職務であり、年3回の定例会議に出席し、助言を与える。規模の小さいボランティア組織では、意思決定に係わる会議にラインマネジャーが出席することもある。

運営上の問題が生じた場合には、連絡調整担当に連絡される。運営契約に定められた内容の達成が困難な場合は、施設の種類によって対応が異なる。コミュニティ・カレッジ（センター）の場合は、まず、ユニットから勧告(Recommendation)が行われ、あまり適用されることはないが、契約を終了することもあり得る。ただし、その決定は県議会の議員が行う。独立センターに対しては、ユニットがセンターの意に反する措置を講じることもできる。独立機関に対しては、ユニットはカレッジ、独立センターほどは、踏み込んでいない。

---

10 主に人件費を補助している。

## 2) 財政管理

コミュニティ・カレッジ（センター）及び独立センターの職員の給与はカウンティで一括して管理しているが、そのほかは所定の手続きにより理事会にコミュニティ・エデュケーション予算が配当される。各センター、カレッジはその他の財源として継続教育基金からの補助金、参加者からの受講料等がある。

各施設は割り当てられた予算を執行するが、独立センターはユニット（カウンティ）の会計を通して支出される。学校付設のコミュニティ・カレッジ（センター）はカウンティに義務を負うが、カレッジ（センター）の判断により執行される。ボランティア団体は会計士<sup>11</sup>による監査を受け、カウンティに報告する。

カレッジ（センター）の多くはそれぞれコミュニティ協会(Community Association)<sup>12</sup>を設置し、「私設口座」を開設して資金を集めている。資金力は協会により異なるが、伝統的にカウンティは収支の報告を協会及びカレッジ（センター）に求めていない。

表3-2 レスター・シャー青少年及びコミュニティ・エデュケーション予算（単位：£）

区分	1994補正後	1995予算
非委託コミュニティ予算*1	8,559,280	8,131,040
委託コミュニティ予算*2	2,333,060	2,348,840
コミュニティでのケア	205,300	207,650
モート・センター	255,340	223,590
ハフィルズ 青少年及びコミュニティセンター	271,430	278,830
レスター成人教育カレッジ	234,100	224,660
独立センターの修繕及び維持管理費	91,820	74,270
賃借料減免*3	259,390	244,190
新設コミュニティセンターへの補助金	25,380	40,500
コミュニティエデュケーション開発基金*4	310,100	313,320
合計	12,545,200	12,086,890

11 各団体が資格を持つ会計士に委託し、委託料は団体が支払う。

12 30年前に地域のニーズに対応するために設置されプログラムも運営している。  
伝統的に利益はコミュニティエデュケーションのために使うことが認められている。  
組織としては、理事会に小委員会になっている。

#### \* 1 委託コミュニティ予算

- ・カレッジなどが承認を受けたサービスを提供できるように割り当てられたもの。カレッジは人件費、教材購入費などに充当することができる。

#### \* 2 非委託コミュニティ予算

- ・約220のボランタリー青少年団体に交付される維持及び設備の補助金
- ・毎年、約240の法定団体、ボランティア団体など夏期活動、青少年活動の主催者に交付。

#### ・ 8 5 施設のパートタイム受講生の登録料減免

#### \* 3 賃借料減免

- ・157の非コミュニティ・スクールが青少年及びコミュニティ活動の場所を確保できるようとするため。

#### \* 4 コミュニティ・エデュケーション開発基金

- ・所得のない成人を対象とした37の事業
- ・青少年及びコミュニティ活動における障害者に対する特別援助への補助金

### (3) コミュニティ・カレッジにおける継続的成人教育の運営

#### —ラウンドヒル・コミュニティ・カレッジの例—

ここでは、ラウンドヒル・コミュニティ・カレッジを例に、実際のカレッジ内での事業運営を紹介したい。

#### 1) ラウンドヒル・コミュニティ・カレッジの概要

ラウンドヒル・コミュニティ・カレッジは1963年にレスター・シャーで3番目に開設されたコミュニティ・カレッジである。中学校（11歳～14歳）に併設されたコミュニティ・カレッジで、プール、保育施設、青少年センターも備え、建物ごとに用途が決まっている。保育施設は、カレッジと交通量の多い幹線道路に隔てられている。なお、周辺には4つのコミュニティカレッジが存在する。

カレッジの周辺は、設立当時は開発区域(STRATEGIC place)であり、開発計画で指定カレッジとなっていた。

それまで成人の学習機会は継続教育カレッジに限られていた。しかし、継続教育カレッジは正規の学校教育の雰囲気があり、成人にとって落ちつけるところではない。そこでコミュニティカレッジでは、子どもを学校に送った後、成人が教育に参加することができることに象徴されるように、成人に利用しやすい施設を目指している。

## ラウンドヒル・コミュニティ・カレッジの規模

・成人教育受講者	年約2,000人
・青少年サービス会員	160人
・生徒数（11～14歳）	610人
・保育施設への登録	303人（1セッション26人）

コミュニティ・カレッジは、生涯学習及びすべてのものを一つの場所でという理念に基づき、統合されたカレッジーコミュニティのためのキャンパスとして設置された。これは、カレッジの受講案内書の「ラウンドヒルができること」に示されている。

「ラウンドヒルができること」によればその理念は次のとおりである。

- ・地域の皆様にサービスを提供するカレッジとして、提供サービスのレベルを査定し基準をつくりました。この基準は我々の価値と基本理念の中に表明され、5歳以下（保育）、11～14歳の学校生徒、青年と成人とともに平等に我々の仕事に適用されます。当カレッジでの経験が少しでも役に立ったならば是非感想をお聞かせ願います。私どものプログラムに反映できるような改善案についてもぜひお聞かせ願います。
- ・我々は学習を生まれてから生涯にわたる活動としてとらっています。我々の役割は、最高の学習機会を地域の全年齢層に提供することです。
- ・すべての個人会員とセクションを平等に尊敬し、大切にし、当カレッジで学習活動に参加したいと考える人には年齢、性別、文化的背景、支払い能力を問わず、希望に添うように運営いたします。
- ・当カレッジでの活動はすべて個人の能力を育てる知識や技術を習得したり、情報を与えられてからの自分の人生に影響することに対する決断と選択が可能になるよう支援することで、生活（人生）への参加を奨励しています。
- ・当カレッジとその職員は人種差別、性差別、その他の偏見と差別に対して断固として反対し、こうした態度をとる個人や団体に対しては容赦いたしません。

（Roundhill Community College Programme 1995-96）

## 2) 事務分掌

カレッジの開館時間は、午前9時から午後9時45分である。学校が終了する午後3時以降は、多目的に利用される。

カレッジの最高意思決定機関は理事会である。その下に校長と3人の副校長があり、運



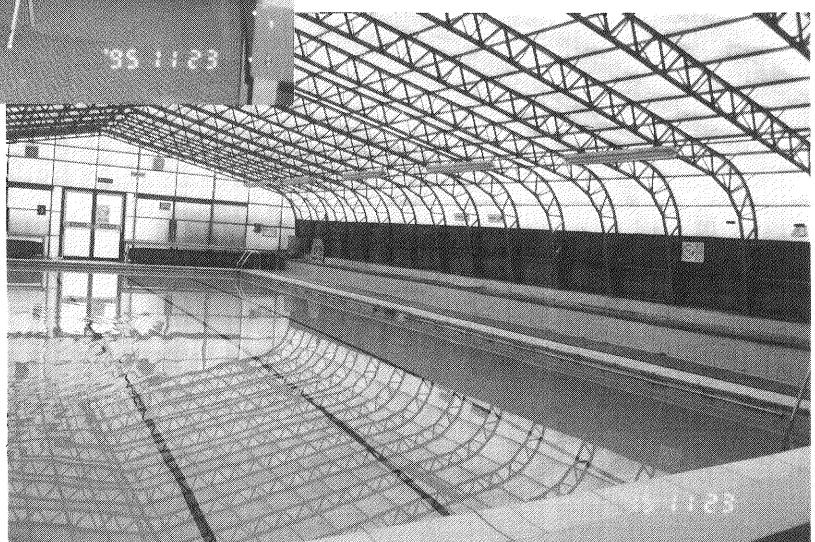
ラウンドヒル  
コミュニティカレッジ



コンピュータクラス



プレイグループ  
(保育施設)



プール

## A PLAN OF THE SCHOOL

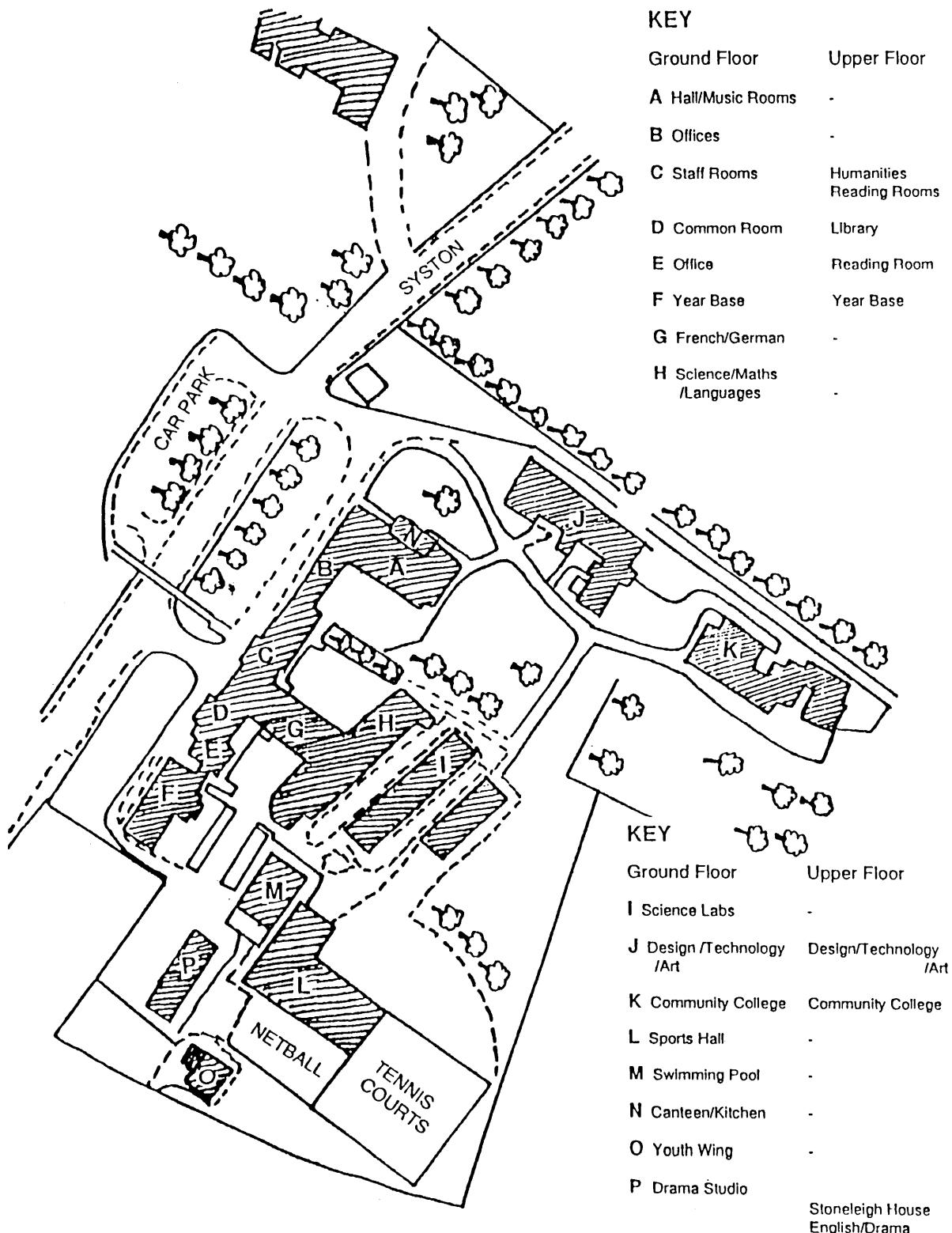


図3-3 ラウンドヒルスクール構内図

営管理を行っている。カレッジの職員は校長も含め、カウンティにより給与が支払われている。

3人の副校長はそれぞれ 1) 成人教育と保育施設担当、2) 学校（カリキュラム）、3) 学校（人事）を担当している。毎週 1、2 回、方針に関する重要事項について打ち合わせを行っている。

#### ・内部／外部のミーティング

・コミュニティ・エデュケーション・ミーティング	学期に 1 回
・青少年サービス	学期に 2～3 回
・保育サービス	学期に 1 回
・地域の他の 2 つのコミュニティカレッジとの会合（計画）	年間 6～9 回

・地域内の競争を避けるため、近隣カレッジの受講料は統一料金にしている。広報はカレッジの近隣区域のみで行い、受講対象者を絞っている。

#### 3) 財政管理

学校のカリキュラム、職員配置、財政管理などを含むDevelopment Planを作成している。これを保育施設、青少年サービス、成人教育についてそれぞれに策定し、財源と照らし、職員研修、設備などの経費を算出する。それを受け副校長は利用者の利益を考慮して優先順位をつけ、理事会に提案する。

毎月カウンティからコンピューターで計算された予算執行状況が送付される。  
ラウンドヒル・コミュニティ・カレッジの収入には以下のようなものがある。

- ・継続教育基金 (FEFC) からの補助金
- ・カウンティからの基礎的委託予算(Delegated Core Budget)
- ・継続教育カレッジ(Charskin College)からの施設貸付収入  
カレッジのコースをコミュニティカレッジの施設を利用して提供している。（フランチャイズ）<sup>13</sup>

#### 4) コース運営

バランスがとれたものになるよう努力している。以前は初心者対象の基礎的なコースだったが、次の段階のコースを提供している。これは、プログラムの進歩としてとらえられている。

<sup>13</sup>大学の基礎教育コースも開講できるが、カレッジは入札に参加しなければならない。

資格取得コースは労働市場に求められていて、職業訓練を優先している。しかし、レジャーコースの受講者も職業訓練コースに移行する可能性がある。

なお、受講生からの意見も聞きながらコース策定は行われている。

### 5) 人事

ラウンドヒル・コミュニティ・カレッジで勤務する職員は以下のとおりである。（併設されている中学校の職員は含まれていない。）

表3-3 ラウンドヒル・コミュニティ・カレッジの職員数

区分	人数
校長	1
副校長	3
事務職員	3（ハーフタイム1人と夜間受付担当1人含む）
成人教育チューター	6 5（全員パートタイム）
青少年サービス担当	1 2（内11人のユースワーカーはパートタイム）
保育施設職員	9（全員パートタイム）

カレッジの評判が高いので、チューター（講師）の募集を行っていない時期でも、希望者がカレッジに手紙や履歴書を送付してくる。

チューターが必要な場合には、地方新聞で広告する。応募者から新しい企画が提案されることもある。採用面接は2～3人に絞って行われる。

チューターの待遇はカウンティに準じ「シルバー・ブック(Silver Book)<sup>14</sup>」とよばれる1993年までの全国的標準就業規則を適用し、1週間に30時間労働、1年に38週間の勤務となっている。給与額はレベルにより異なる。

### 6) 利用者

成人教育の1995年現在の登録者は、1,450名であり、女性が1,200名、男性が250名である。また45の地域の団体が何らかの形でカレッジを利用している。

<sup>14</sup> 継続教育カレッジの講師の就業規則。1993年以降は、1週あたりの勤務時間も増え、年間労働時間も42週間となるが、給与額はシルバー・ブックより上がるという「新契約」に移行している。レスターシャーでは、コミュニティ・エデュケーションの講師を継続教育講師と同等ととらえ、シルバー・ブックを適用し、1996年時点でもそれが適用されている。

学期に1回カレッジカウンシルが開かれ、受講生代表2名、チューター代表2名、ユースワーカー代表2名、スイミングプール代表1名、関係団体の代表者が参加する。

## 7) 保育施設

成人教育参加者は、コース登録時に保育施設の利用を申請することができる。料金はセッション単位あたり最低料金が£1となっている。

教育的活動を行うプレイグループ（定員140名）<sup>15</sup>は一般にも開放されている。成人教育に参加しなくてもこのプレイグループを利用できるが、希望者が多く入園許可を受けるまで時間がかかっている。

## 5. 連携の形態

コミュニティ・エデュケーションにおける連携の形態を、カウンティ（県）とコミュニティ・エデュケーション施設、コミュニティ・カレッジ同士、コミュニティカレッジと継続教育カレッジに分類して、連携の方法について説明する。

### 1) カウンティとコミュニティ・エデュケーション施設

ユニットには、連絡調整担当者とマネジャーが設置されているが、その職務は下記のとおりである。

- ・センター長と定期的に打ち合わせを行い、運営管理に関する助言指導を行う。
- ・センター長の年間職務評価を行う。
- ・センターでの事業をモニターするために定期的な打ち合わせを行う。
- ・適切な準備と事後の対応を行い、上記の打ち合わせの効果を確保する。
- ・センターの運営委員会の年次総会に出席する。
- ・必要ある場合は、センター長の任命、交代の責任を持ち、フルタイム及び代替パートタイム職員の採用手続きを補助する。

### 2) コミュニティカレッジ間及びコミュニティカレッジと継続教育カレッジ

カレッジの地域内では、コミュニティカレッジ、継続教育カレッジと定期的に会合を開くなどの連携が見られる。

---

<sup>15</sup> 保母などの大人の監督のもと、学齢前の子どもを1日数時間預かって遊ばせるという形態の保育形態。

また、第2章で見た他のカレッジの授業に施設を提供し、利用料を課す「フランチャイズ」も行われている。

さらにカレッジ間の定例会議には下記のようなものがある。

- ・カウンティ内を3地域に分け、各地域で年3回定例会議が開催されている。実務的に役立つ事例などの情報交換が主であるが、政策も議題にされる。
- ・レスター・シャー校長協会、レスター・シャー副校長協会がそれぞれ会議を開催し、地域別会議よりも政策に強い影響を与えていている。

## 6. 今後の課題

### (1) 連携と各機関の独立性のバランス（カウンティの役割）

ユニットの職員であるアニーは、北チャーウッド地域の成人教育連絡会議の議長を務めている。直接の利害関係者以外に議長を務めてもらいたいという要望によるものだという。これは、カウンティに求められる調整機能という役割を暗示しているように思われる。

コミュニティ・エデュケーション施設の利用者はカウンティの方針を批判するような活動を行うこともある。センター長及びカウンティ職員は、地域団体の活動を奨励する立場とカウンティの方針の執行者としてのジレンマに陥ることがある。団体が取り上げる問題を担当する部門を紹介するにとどめ、交渉を行うかどうか、どのように行うかの判断は団体にさせるなど「調整役」として機能することが期待されているのではないだろうか。

### (2) 青少年サービスとの連続性

コミュニティ・エデュケーションの歴史でも見たように、青少年と成人それに適した施設があるという考え方で、それぞれに独立した設備を備えることが理想とされ、両者の交流は設計段階では特に考慮されていない。

前述のラウンドヒルカレッジでは青少年施設と成人用施設は離れているが、プロジェクトでのつながりがあった。成人が運営するカートレースのワークショップに青少年も参加し、レースを楽しむだけでなく、自動車整備の技術も身につけているという。また、併設されている中学校の生徒にとっては大人が敷地内で活動しているのを自然なことと感じており、学校で行われたアンケートでも「大人が敷地内にいることをどう思うか」と聞かれてもその意図を理解できないほどであったという。

また、最も古いアシュホールド・コミュニティ・カレッジでは、青少年用にナイト・クラブとパブをあわせたような雰囲気のホールを用意している。そこでは、若者もくつろいで

いたが、成人もスポーツコースのあとにドリンクを飲みにきていた。ドリンクカウンターで飲み物を渡していたのはバーテンではなく、ユースワーカーであった。

青少年と成人は、それぞれ背景もニーズも異なるが、こうした自然に青少年と成人が交流できる環境を積極的につくったり、青年と成人がそれぞれの役割を果たしながら交流できるプログラム工夫をすることにより、統合型施設としてのコミュニティエデュケーション施設の利点も生かされるのではないだろうか。

### (3) 地方団体の再編

レスター市の行政区域が一層制の自治体になるのに伴い、1997年4月からこれまでレスター・シャーの事業であったコミュニティエデュケーションも含めた教育が市の所管になる。これまでの施設が市内に集中しているので、郊外の地区の利益を守れるか行政、住民双方が心配している。特に郊外の田園地域は不安が強いようである。

移行の準備段階から初期及び移行後の市とレスター・シャーの強いパートナーシップが望まれる。

### (4) 予算削減の中での運営

地方団体の全体予算は、政府が支出額を規制する「キャッシング」などで規模が縮小されできている。予算が厳しくなると、法律で定められた社会サービス、教育では学校教育が優先され、コミュニティ・エデュケーション、継続的成人教育など「周辺的」サービスは縮小されたり、他の財源を探さなければならなくなる。

カウンティ及びセンター／カレッジに経営能力が求められるのは当然のことであるが、予算に配慮するあまりに地域ニーズより補助金対象かどうかが判断基準にならないよう注意しなければならないだろう。

コミュニティ・エデュケーションの本格的な取り組みが始まってから20年以上が経過している。その間に社会も変化してきたし、地方団体の教育担当部局そのものも変化してきた。それにもかかわらずコミュニティ・エデュケーションは地域住民から必要とされ、利用してきた。

1993年には成人教育の補助金制度と継続教育カレッジの法的位置づけが大きく変化し、1997年4月には、カウンティのサービス対象地域が変更されようとしている。それぞれにサービス内容を充実させてきたコミュニティ・エデュケーション施設そのものと、その内外で発展してきた地域団体が互いにあるいは施設間、団体間で経験を共有し、さらに発展を目指せば乗り越えていけるのではないだろうか。